

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第四条の二関係）</p> <p>劇物</p> <p>一～八の三（略）</p> <p>八の四 O・エチル<math>\parallel</math>S・一・メチルプロピ ル<math>\parallel</math>（二・オキソ・三・チアゾリジニル）</p> <p>ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート ）及びこれを含む製剤。ただし、O・ エチル<math>\parallel</math>S・一・メチルプロピル<math>\parallel</math>（二・ オキソ・三・チアゾリジニル）ホスホノチ</p>	<p>別表第一（第四条の二関係）</p> <p>劇物</p> <p>一～八の三（略）</p> <p>八の四 O・エチル<math>\parallel</math>S・一・メチルプロピ ル<math>\parallel</math>（二・オキソ・三・チアゾリジニル）</p> <p>ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート ）及びこれを含む製剤。ただし、O・ エチル<math>\parallel</math>S・一・メチルプロピル<math>\parallel</math>（二・ オキソ・三・チアゾリジニル）ホスホノチ</p>

オアート一・五％以下を含有するものを除く。

九（略）

九の二 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして二％以下を含有するものを除く。

十～十一の四（略）

十一の五 三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド一・五％以下を含有するものを除く。

オアート一％以下を含有するものを除く。

九（略）

九の二 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして一％以下を含有するものを除く。

十～十一の四（略）

十一の六 (略)

十一の七及び十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(29) (RS)・ニ・シァノ・N・「(R)

・一・(二・四・ジクロロフェニル)エ

チル」・三・三・ジメチルブチラミド)

別名ジクロシメット)及びこれを含むす

る製剤

(30) (略)

(41) (RS)・シァノ・(三・フェノキシ

フェニル)メチル」・一・一・三・三・テ

トラメチルシクロプロパンカルボキシラ

十一の五 (略)

十一の六及び十一の七 (略)

十一の八 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(28) (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(29) (略)

(39) (略)

ト（別名フエンプロパトリン）一%以

下を含有する製剤

(42)|  
}

(130)|

十二  
了  
六十七  
（略）

(40)|  
}

(128)|

十二  
了  
六十七  
（略）